

平成27年6月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成27年6月25日（木曜日）15時28～16時58分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員
（事務局）社頭事務局長 伊東副事務局長 中野人事主幹
毛利係長 藤田係長 牛島係長 西川主査

○議事事項

1 平成27年6月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成27年7月15日の組織改正等に伴い、佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部を改正する。
（施行日 平成27年7月15日）

（主な改正内容）

<知事部局>

○職の改廃

部 局	職	任用等級	備 考
統括本部	さが創生企画監	課長級	廃止 ※
統括本部	ユニバーサル社会推進監	課長級	ユニバーサルデザイン推進監を名称変更
経営支援本部	地域振興企画監	課長級	廃止 ※

※さが創生推進課の新設に伴い廃止。

3 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成27年7月15日付けの組織改正等に伴い、級別職務区分表の一部を改正する。
（適用年月日 平成27年7月15日）

(改正内容)

<知事部局>

・組織・職等の変更

所属名	職名	給料表	備考
統括本部	ユニバーサルデザイン推進監 →ユニバーサル社会推進監	行政職6級、7級	職名の変更

・組織・職の改廃

所属名	職名	給料表	備考
統括本部	さが創生企画監	行政職6級	職の廃止
市町村課	地域振興企画監	行政職6級	職の廃止

4 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成27年7月15日付けの組織改正等に伴い、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する。

(施行期日 平成27年7月15日)

(改正内容)

○別表第1

(1) 変更

組織		職	区分
知事	本庁	統括本部 ユニバーサルデザイン推進監 →ユニバーサル社会推進監	3種

(2) 削除

組織		職	区分
知事	本庁	統括本部	4種
		経営支援本部	4種

5 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成27年7月15日付けの組織改正等に伴い、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する。

(施行期日 平成27年7月15日)

(改正内容)

別表

(1) 名称を変更する職

○知事部局（本庁）

現行	改正後
ユニバーサルデザイン推進監	ユニバーサル社会推進監

<名称を変更する理由>

平成 27 年 7 月 15 日付けの組織改正において、名称変更されるため。

6 平成 27 年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔U・I ターン型民間企業等職務経験者〕の実施要綱について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分、採用予定人数及び主な業務内容等

試験区分（職種）	採用予定者数	職務内容	特に求める経験等
民間企業等職務経験者（行政）	15名	県広報の企画立案、品質管理、デザイン等に関する業務	広告会社、企業の広報、広告宣伝部、ウェブ制作会社等において、広報や広告の企画立案、デザイン、メディアリレーション等の業務に従事した経験
		県産品の国内外での販路開拓、拡大に関する業務（※）	商社、小売業者、メーカー等において、国内又は海外での販路開拓や商品取引、貿易、物流に関する業務に従事した経験 （※中国語を活用して、上記の業務に従事した経験）
		中国との交流業務、県内企業等の中国への進出や現地企業との取引支援、海外事務所における業務（※）	
		港湾や空港における路線誘致や貨物の集荷拡大等、利用拡大に関する業務	
		市町等に対する固定資産税に係る不動産の評価についての助言・指導等に関する業務	不動産鑑定士、土地家屋調査士等、土地や家屋の評価に関する業務に従事した経験
		市町等に対する地方公営企業会計制度に係る会計処理の助言・指導等に関する業務	監査法人、税理士・会計事務所、経営コンサルタント等において、財務会計、税務、監査等の業務に従事した経験
法人等の税務調査に関する業務			

		県税の収納、徴収等に関する業務	金融機関又は債権回収会社等において債権管理、債権回収等の業務に従事した経験 (ただし、違法な取立行為等を除く)
		行政・経済分野に関する調査・データ分析・政策立案等に関する業務	民間企業等又は公共政策に携わる公的機関等において、施策立案につながるデータ収集・加工・解析等に従事した経験
		上記以外に、主として知事部局において、これまで培ってきた知識・経験が活かせるような業務をはじめ、能力・適性・実績に配慮した分野での事務	佐賀県外の民間企業等での職務経験を通して培った「意欲」、「経営感覚・コスト意識」、「企画力・実行力」、「柔軟な発想力」、「コミュニケーション能力・対人折衝能力」
民間企業等職務経験者（建築）	3名	主として知事部局において、県立施設的设计・施工管理、建築指導に関する業務	建築に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事した経験
民間企業等職務経験者（薬剤師）	2名	主として知事部局において、薬事・環境監視、食品衛生、試験等の業務	薬剤師免許を用いた業務に従事した経験
JICA ボランティア等経験者（行政）	1名	主として知事部局における多様な事務（ただし、配属先にあたっては、JICA ボランティア等の活動内容や経験を考慮する場合がある）	異なる文化や価値観を持つ外国、特に開発途上国という厳しい環境において、困難な状況を克服しながらボランティア活動に従事した経験
地域おこし協力隊経験者（行政）	2名	主として知事部局における多様な事務（ただし、配属先にあたっては、地域おこし協力隊としての活動内容や経験を考慮する場合がある）	各地方自治体から、総務省の事業である「地域おこし協力隊」の隊員として委嘱され、その地域で生じている課題の解決に向けて、困難な状況を克服しながら地域協力活動を行った経験

2 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

① 民間企業等職務経験者

I 行政

(1) 昭和 31 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(2) 県外に登記上の本店を置く民間企業等（国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。）における職務経験が平成 27 年 6 月末日現在で通算して 5 年以上ある者

なお、この場合における職務経験は次のとおりとする。

ア 会社員、自営業者等として 6 か月以上継続して就業していた期間（アルバイト、パートタイムの期間は除く）。

イ 職務経験が複数の場合には、通算することとするが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。

(3) 日本国籍を有する者

(4) 地方公務員法第 16 条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

II 建築

(1) 昭和 31 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(2) 県外に登記上の本店を置く民間企業等（国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。）における建築関係の職務経験が平成 27 年 6 月末日現在で通算して 5 年以上ある者

なお、この場合における職務経験は次のとおりとする。

ア 会社員、自営業者等として 6 か月以上継続して就業していた期間（アルバイト、パートタイムの期間は除く）。

イ 職務経験が複数の場合には、通算することとするが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。

(3) 一級建築士の免許又は 1 級建築施工管理技士の資格を取得している者

(4) 日本国籍を有する者

(5) 地方公務員法第 16 条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

III 薬剤師

(1) 昭和 31 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(2) 県外に登記上の本店を置く民間企業等（国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。）における薬剤師免許を用いた関係の職務経験が平成 27 年 6 月末日現在で通算して 5 年以上ある者

なお、この場合における職務経験は次のとおりとする。

ア 会社員、自営業者等として 6 か月以上継続して就業していた期間（アルバイト、パートタイムの期間は除く）。

イ 職務経験が複数の場合には、通算することとするが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。

(3) 薬剤師免許を取得している者

(4) 地方公務員法第 16 条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

② J I C A ボランティア等経験者

(1) 昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(2) 独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊等における活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験が平成 27 年 6 月末日現在、直近 7 年間で通算して 2 年以上ある者

なお、この場合における活動経験は次のとおりとする。

ア 開発途上国・地域において 1 か月以上継続して活動していた経験（留学、研修の期間を除く）。

イ 活動経験が複数の場合には、通算することとするが、少なくとも 1 回は 1 年以上継続した活動を含むこととする。

(3) 日本国籍を有する者

(4) 地方公務員法第 16 条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

③ 地域おこし協力隊経験者

- (1) 昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- (2) 総務省の事業として地方自治体が実施する「地域おこし協力隊」の隊員として活動した経験が平成 27 年 6 月末日現在、通算して 2 年以上ある者
- (3) 日本国籍を有する者
- (4) 地方公務員法第 16 条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

3 試験の方法及び評価

試験は、第 1 次試験、第 2 次試験（民間企業等職務経験者（建築、薬剤師）を除く）及び最終試験に分けて行い、第 2 次試験は第 1 次試験合格者について、最終試験は第 1 次試験（民間企業等職務経験者（建築、薬剤師））及び第 2 次試験合格者について行う。

(1) 第 1 次試験

民間企業等職務経験者、JICA ボランティア等経験者は書類選考を行う。地域おこし協力隊経験者は教養試験及び書類選考を行う。

ア 書類選考

職務経験、実績等について、受験申込時に提出するアピールシートにより審査を行う。

イ 教養試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。

問題数は 70 問で、70 点満点とし、時間は 45 分とする。

ウ 第 1 次試験合格者の決定

民間企業等職務経験者、JICA ボランティア等経験者は、職務経験、実績等について審査し、採用予定者数等を考慮して、高点順に決定し、9 月 25 日（金）に発表を行う。

地域おこし協力隊経験者は、教養試験の得点により、最終合格者数を考慮して、高点順に定め、10 月 2 日（金）に発表を行う。

なお、アピールシートによる審査結果が一定の基準に満たない者は不合格とする。

(2) 第 2 次試験（民間企業等職務経験者（建築、薬剤師）を除く）

民間企業等職務経験者（行政）、JICA ボランティア等経験者は面接試験Ⅰを行う。地域おこし協力隊経験者は面接試験Ⅰ及び論文試験を行う。

ア 面接試験Ⅰ

面接員 3 名の個別面接により人物評価を行い、300 点満点で評定する。

ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

イ 論文試験

一般的課題 1 題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評定し、100 点満点とする。時間は 1 時間 30 分とする。

ウ 第 2 次試験合格者の決定

民間企業等職務経験者（行政）、JICA ボランティア等経験者は、面接試験Ⅰに合格となった者について採用予定者数等を考慮して高点順に決定し、10 月 23 日（金）に発表を行う。地域おこし協力隊経験者は、面接試験Ⅰ及び論文試験全てに合格となった者について、面接試験Ⅰ及び論文試験それぞれの得点を合計した総合得点により採用予定者数を考慮して高点順に決定し、10 月 23 日（金）に発表を行う。

(3) 最終試験

民間企業等職務経験者、JICA ボランティア等経験者は論文試験及び面接試験Ⅱを行う。地域おこし協力隊経験者は面接Ⅱを行う。

ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評定し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。

ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

イ 面接試験Ⅱ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

なお、面接試験の参考とするためWEBによる適性検査を実施する。

4 最終合格者の決定

民間企業等職務経験者、JICA ボランティア等経験者は最終試験のすべての試験科目に合格となった者について、それぞれの試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して、最終試験の得点を合計した高点順に決定し、平成27年11月下旬に発表を行う。地域おこし協力隊経験者は面接試験Ⅱで合格となった者について面接試験Ⅱの得点により採用予定者数を考慮して高点順に最終合格者を決定し、平成27年11月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否等について調査の結果、虚偽又は不正の申告をした者、アピールシートの内容に虚偽又は不正の事実が判明した場合は不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

5の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネットによる受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

① 民間企業等職務経験者

平成27年7月21日(火)9時[JST]から8月21日(金)17時[JST]までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

② JICAボランティア等経験者、地域おこし協力隊経験者

平成27年7月21日(火)9時[JST]から9月11日(金)17時[JST]までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験

ア 民間企業等職務経験者・JICA ボランティア等経験者
受付期間終了後に書類選考を行う。

イ 地域おこし協力隊経験者

平成27年9月27日(日) 佐賀大学 本庄キャンパス

(2) 第2次試験

ア 民間企業等職務経験者・JICA ボランティア等経験者(東京会場)
平成27年10月10日(土)~12日(月・祝)

ホテルルートイン佐賀、県庁会議室及び都道府県会館(東京都)

イ JICA ボランティア等経験者・地域おこし協力隊経験者

平成27年10月17日(土) 県庁会議室

(3) 最終試験

平成27年11月7日(土)～8日(日)、14日(土)～15日(日) 佐賀県総合庁舎会議室

7 平成27年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施要綱について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

行政(5名程度)、警察事務(3名程度)、総合土木(7名程度)
計15名程度

2 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成28年3月までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は除く。

イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない者

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

行政及び警察事務の試験区分については教養試験を行い、総合土木の試験区分については教養試験及び専門試験を行う。

ア 教養試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は50問で、行政及び警察事務の試験区分については200点満点、総合土木の試験区分については80点満点とし、時間は2時間30分とする。

イ 専門試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。

ウ 第1次試験合格者の決定

行政及び警察事務の試験区分については教養試験、総合土木の試験区分については、教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、該当する試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、平成27年10月9日(金)に発表を行う。

(2) 第2次試験

作文試験及び面接試験を行う。

ア 作文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。

イ 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。なお、面接試験の参考とするため適性検査を実施する。

4 最終合格者の決定

第2次試験のすべての試験科目に合格となった者について、第1次試験、第2次試験それぞれの得点を合計した総合得点（600点満点）により、試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、平成27年11月中旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、5の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込の受付を行う。

7 受付期間

(1) インターネット申込

平成27年8月10日（月）9時から8月28日（金）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

平成27年8月10日（月）から8月28日（金）までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除くものとする。

(3) 郵送による申込

平成27年8月10日（月）から8月28日（金）までとする。ただし、8月28日（金）の消印があるものまで有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験 平成27年9月27日（日） 佐賀大学本庄キャンパス

(2) 第2次試験 平成27年10月下旬 県庁新行政棟会議室ほか

○報告事項

1 平成26（不）第1号事案に係る意見書について

処分者から意見書の提出があったこと及びその内容について、事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について